

職員の苦情相談に関する規則

平成18年7月4日  
公平委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項第3号の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申し出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員（離職した職員を含む。）からの苦情相談等については、伊那市職員の苦情相談に関する規則（平成18年伊那市公平委員会規則第5号）、伊那市勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則（平成18年伊那市公平委員会規則第3号）及び伊那市不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成18年伊那市公平委員会規則第4号）を準用する。

附 則

この規則は、平成18年7月4日から施行する。